会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部告示第９号

会津若松地方広域市町村圏整備組合火災予防条例（昭和48年会津若松地方広域市町村圏整備組合条例第１号）第47条の２第１項の規定により、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件を次のとおり定める。

平成26年７月11日

会津若松地方広域市町村圏整備組合消防長　小田切　秀夫

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件は次の各号のいずれにも該当する催しとする。

⑴　主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであること。

⑵　１日の人出予想が10万人を超える規模の催しで、次に掲げる場所を含む範囲を会場として開催するもの。

ア　神明通り（国道118号線）

イ　中央通り（国道118号線）

ウ　大町通り（幹Ⅰ－７号線）

エ　野口英世青春通り（幹Ⅰ－７号線）

オ　市役所前通り（幹Ⅱ－９号線）

附　則

この告示は、平成26年７月15日から施行する。